(3)　消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。

ロ　重大事故等

(1)　臨界事故を防止するための対策に関すること。

(2)　核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

ハ　大規模損壊

(1)　大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。

(2)　臨界事故の影響を緩和するための対策に関すること。

(3)　核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。

(4)　放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。

二　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に（重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあつては、それぞれ毎年一回以上定期に）実施すること。

三　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ又は化学消防自動車、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。

四　前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。

［条を削る。］

五　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。

（重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第七条の四の四　法第二十一条の二第一項の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な計画を策定すること。

二　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）を配置すること。

三　対策要員に対する教育及び訓練を毎年一回以上定期的に実施すること。

四　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な電源その他の資機材を備え付けること。

五　重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項を定め、これを対策要員に守らせること。

イ　重大事故等発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。

ロ　重大事故等発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。

六　前各号に掲げるもののほか、重大事故等発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備すること。

七　前各号の措置について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講ずること。